

第 285 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きゃっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所  
名古屋市中区金山 1-14-18 A-PLACE金山 5F  
TEL 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096  
http://www.maeda-cpa.com/

平成 27 年 3 月 10 日

### 前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 284 回

何かを変え、工夫することによって、自社に変革を興し、目標を達成することができますようになります。それが今後我々中小企業にとっては増々必要になってきます。

その 1 つが従業員とのコミュニケーション力の UP です。工夫してみましょう。

「言い方ひとつ、答え方ひとつで職場の空気も自分の評価も良くし、従業員の持っている能力を最大限に発揮させることができます。

立場や役割を踏まえたうえで、どうしたらお互いにもっと気持ちよく仕事ができるか、能力を発揮できるか、そこを工夫するのがコミュニケーション能力です。対応の仕方を変えてみましょう。」

次に人は言葉よりも行動を信頼する、言葉と行動は一致させると信頼されます。

「たとえば、家電量販店で“在庫を確認してきます”と言いながらゆっくり歩く店員より走って行く店員の方に好感を抱く。それは後者のほうが自分を大切にしてくれたと感じるからです。」

あなた、君より名前で呼ぼう。

「誰かと会話をするときには、言葉の端々に話している相手の名前を入れるようにすると好感度がアップし、相手にヤル気が起こります。ちょっとした注意ですね。」

ところで、もう平成 27 年も 3 月となりました。皆さんの会社の目標はしっかり樹てられ、実行されていますか？

目標あるところに達成有りですね。頑張ってください。

### 前田の《今人生を語る》第 189 回

めざめよ日本人 (112)

あの中国が今、世界で集中的に買い漁るべく動き出しているものの 1 つが農地、酪農地だ。

海外農地、酪農地を買収し、食品加工業者や農業主が持つ知的財産を入手する。

この農地に中国人労働者が流入する。

こうなった場合、食の安全を確保できない。日本の領土も奪取される。

大変なことになる。安閑としておれません。

## 美術品等の減価償却の判定の改正

竹尾 元宏

法人税基本通達の一部改正により、美術品等の減価償却資産の該当性の判断を示した通達（法人税基本通達 7-1-1）が改正されました。

この改正の適用は平成 27 年 1 月 1 日以後最初に開始する事業年度であり、既に適用されています。どのような内容の変更が行なわれたかを解説いたします。

### 1. 取得原価の判定が 20 万円から 100 万円に

今まで（平成 26 年 12 月 31 日）の美術品等の判断基準は以下の通りでした。

- (1) 書画骨董は原則、減価償却資産に当たらない。
- (2) 『歴史的価値又は希少価値を有し、代替性がないもの』は書画骨董に該当。
- (3) 『美術関係の年鑑等に登載されている作者の製作に係る作品』は原則、書画骨董に該当。
- (4) 書画骨董に該当するかどうか明らかでない美術品等であってその取得価額が 1 点 20 万円（絵画にあつては、号 2 万円）未満のものについて、償却できる。

改正後の判断基準は以下のように改正されています。

- ① 『歴史的価値又は希少価値を有し、代替性がないもの』は書画骨董に該当。
- ② ①以外の美術品等で、取得価額が 1 点 100 万円以上であるもの（時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く）は減価償却資産に該当しない。

①は前の(1)と同様ですが、(2)・(3)が廃止され(4)の金額基準が 100 万円に引き上げられています。

### 2. 適用時期

適用時期は 27 年 1 月 1 日以後取得のものからで、26 年 12 月 31 日までの取得分（以下、既存取得資産）であっても、適用初年度である 27 年 1 月 1 日以後最初の開始事業年度から改正により減価償却資産に該当するものとしている場合には適用できません。

個人事業主については 27 年分の所得税から適用され、27 年 1 月 1 日に既存取得資産について減価償却資産に該当するものとしている場合には適用できます。